

Title	潮田政治学における政治概念論争の意味： 新カント派科学方法論の演じた役割
Sub Title	On the controversy between prof. Ushioda and prof. Tozawa over the concept of politics : the limit of neo-Kantian scientific methodology
Author	堀江, 湛(Horie, Fukashi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.10 (1970. 10) ,p.185- 214
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	潮田江次先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19701015-0185">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19701015-0185</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 潮田政治学における政治概念論争の意味

——新カント派科学方法論の演じた役割——

堀 江 湛

一つの概念の定義を見いだすためにだけ、一学問の全体が必要であるとしたら、それは全く特別な場合にちがいない。……大切なのは独立ではなくて、ただ真理だけである。——Moritz Schlick<sup>(1)</sup>

## 一

実在を現象に対する本質という関係においてとらえ、その本質は概念の形式においてのみ把握されうると考え、かつまた、社会現象に関する科学の任務は真なる概念の構成を通じて、かかる本質に迫ることにあると考えるならば、政治学の科学化をはかるものにとつて、政治の概念をどう構成するかというものは、たしかに、学の根本的存立にかかわる重大事となるろう。

戦前、わが国の政治学界を二分して争われたいわゆる政治概念論争は、かかる科学哲学の立場にたつて、政治学を独立の

科学として成立させるためには、政治の概念をどう構成したらいいかをめぐつて争われたものであつた。すなわち、大正の末期日本の政治学はドイツ、オーストリアの国家学の圧倒的影響下にあつて、ともすればその法学的国家観や社会学的国家観の中のみこまれようとしていたが、このような状況に対する憂慮から、折からイギリスを中心に抬頭した多元主義的国家観における国家の絶対性に対する挑戦に力をえて、その研究成果を政治学の具体的内容としつつ、その頃、哲学界や法律学界を風靡していたドイツの新カント派、ことに社会科学を対象と方法の見地から歴史的文化科学として位置づけ、その中における個別科学の成立の基礎を独自の文化価値の定立にもとめる西南学派の科学方法論によりどころをもとめ、政治学ポリティクスの学としての独立と科学化をはかろうとする企てがころみられた。この論争はかかる努力の過程において、果して政治概念の構成に国家概念を排除することが妥当か否かをめぐつて発生したものであつた。<sup>(2)</sup>

しかし、このような方法的立場にたつた場合、そこで構成された政治概念が果して政治の本質を正しく把握しているかどうかといふことは一体いかにして判定されるのであろうか。たとえばリッケルト (Heinrich Rickert) は、観察によつて与えられる素材を本質的なものと非本質的なものにわかつ選択原理としての先験的判断の存在を仮定し、本質はこの助けをかりた概念化作用によつて認識されると考える。<sup>(3)</sup> このアプリオリなくして観察を政治的知識に組織化することは不可能なのであるから、そしてこの政治概念によつてはじめて社会現象の中から政治現象をとりだすことができるのであるから、この政治の本質概念の妥当性は政治の観察そのものの中から引きだすことはできない。もしそうだとすると、あたかも幾何学における公理のごとく、政治の本質として構成された申し分なく論理的の一貫性をたもつた、しかも相互に相反するさまざまな政治概念の対立に対し、それから演繹される形式科学ではなく経験科学としての政治学のどれがわれわれの経験的世界において妥当性をもつかといふことは、一体何によつて判定されることになるのであろうか。さらにまた、政治の概念は政治の本質を正しく把握したものでなければならぬし、またその本質は概念という形式においてのみ把握されるというのであるなら

ば、科学としての政治学の任務はなによりもまず本質的概念構成にむけられざるをえない。したがって、ここでは、あれやこれやのさまざまな状況における政治行動の記述ではなく、かかる政治認識の手段であり、出発点となる概念構成そのものに主たる学問的努力が注がれるという結果となる。

いわゆる政治概念論争が、従来科学方法論についての自覚を欠いていた日本の政治学に方法論的覚醒を強いたという点で、論争のわが国における政治学の発達の上に残した功績は大きかった。しかし、同時にまた、この論争が全体としては必ずしも明確な結着をみることなく終り、かつまた、その後の政治学の経験的内容を豊かにするという点でも方法論的にはほとんど寄与しえなかつたということは見逃すわけにはいかない。そして、かかる結果は、そもそも、本質論的、概念主義的方法論の立場そのものの中に論理的に内在するものであつたのである。

(一) Moritz Schlick, *Fragen der Ethik* 1930. 安藤孝行訳「倫理学の諸問題」(昭和四二年、法律文化社)六、七、三三頁。

(二) このような科学方法論の位置づけについては拙稿「政治学の科学化」の意味について」(『法学研究』第四二巻、第五号、昭和四四年)参照。なお、この論争の方法論的、学説史的背景やその経過については蠟山政道教授と中村菊男教授によつて詳しく紹介されている。蠟山政道「日本における近代政治学の発達」第三章(昭和二四年)、中村菊男「政治学」第一章(昭和二三年)。

(三) Heinrich Rickert, *Kulturwissenschaften und Naturwissenschaften*, 1898. 佐竹哲雄訳「文化科学と自然科学」(大正一一年、第三版よりの訳業)佐竹哲雄・豊川昇訳、同名書(昭和一四年、岩波文庫、第七版よりの訳業)。

## 二

この政治概念論争は、昭和一一年、慶應義塾大学の潮田江次教授が「法学研究」誌上に『所謂「国家外の政治現象」に就て』と題する論文を発表されて、当時京城帝国大学にあつた戸沢鉄彦教授の所論に厳しい批判を加え、戸沢教授もまたこれをうけて『政治学の研究対象としての政治』と題し「国家学会雑誌」誌上で激しく応酬されたことからはじまつた。<sup>(1)</sup>先述のように、大正の末に、西南学派の科学方法論にしたがつて、政治学を国家学から独立させるためには、政治概念を国家概念

から切り離し、独自の文化価値として構成する必要があると考へ、多元主義的国家論に示唆をえて、国家概念を論理的な前提とすることなく政治概念を構成しようとする努力が、その頃東京大学を巣立つた一群の若い政治学者たちによつてこころみられた。戸沢教授は蠟山教授とともにこの運動の代表であつた。

潮田教授の批判は、戸沢教授が大正一二年『国家学会雑誌』に発表された『政治学疑義』<sup>(2)</sup>にはじまる一連の論文や著書の検討を通じ、これに代表される新政治概念を吟味し、ことに戸沢教授の議論にみられる政治概念の論理的、方法的難点を指摘したものであつた。潮田教授の論文が発表されると、同志社大学の田畑忍教授も従来の政治概念を類型的に整理し、戸沢教授の立場を批判した『政治概念規定の諸類型』なる論文を発表され、戸沢教授が前述の論文で両教授に反論を加えられるに至つて、政治学界の注目のなかでこれら教授を中心に終戦直前まで激しい論争がくりひろげられたのであつた。<sup>(4)</sup>戸沢教授の『政治学疑義』自体が、大正時代の政治学に対するきわめて大胆な挑戦であつたから、この時から算えるなら実に二〇年以上にわたつて、わが国の政治学界では政治とはいかなる概念であるかという問題をめぐつて議論がたたかわされたわけである。

この政治概念論争において、潮田教授の主張が、政治は国家現象であるというものであつたためあたかも教授の立場が伝統的国家学とその国家観を固執する立場にあるかの誤解を広めたが、伝統的国家学に対する批判という点では、論争の当の相手たる戸沢教授や蠟山教授の立場と全く軌を一にしており、ただ新しい政治概念を構成する際に、国家概念を導入するところが果して論理的に必然であるか否かという点で、両者はその意見を異にしていたのである。さらに、潮田教授の新政治概念に対する批判があまりにも徹底していたため、潮田教授があたかも新政治概念の基礎となつている西南学派の方法論に対し全く無理解であつたかのごとき誤解を与える結果となつたが、当の潮田教授の所論をつぶさに検討してみると、教授のよつてたつておられた方法論的立場は、まさに新カント派のそれであり、教授の批判はもつぱら新政治概念がかかる方法論を

適用して政治概念を構成する際に生じた論理的難点にむけられていたことがわかるのである。この点で、政治は事実上、あるいは典型的に国家に関連して生ずると主張し、また新カント派の科学方法論に批判的な田畑教授とはその立場を異にするのである。

この政治概念論争は、それが政治現象は国家外現象か否かといった一見多元主義的国家観の是非をめぐる論争のようにみえながら、少くとも潮田、戸沢論争に関するかぎり、それは徹頭徹尾、新カント派ことに西南学派の科学方法論を、政治学という個別科学に適用するに際し生ずる方法論上の問題に焦点づけられた方法論争であつたという点にその根本的特徴がみられるのである。したがつてここでは、かかる見地から論争の中心であつた潮田、戸沢両教授の所説にその焦点をしほり、以上のような視角から言及が必要なかぎりにおいて蠟山教授やその他の諸学者の議論にもふれていきたい。

(1) 潮田江次『所謂「国家外の政治現象」に就て』(『法学研究』第一五卷 第一・二・三三号、昭和十一年)。戸沢鉄彦『政治学の研究対象としての政治』(『国家学会雑誌』第五〇卷 第一一・一二号、第五一巻 第四号、昭和一一二年)

(2) 戸沢鉄彦『政治学疑義』(『国家学会雑誌』第三七卷 第七・八・一〇・一一号、大正十二年)

(3) 田畑忍『政治概念規定の諸類型』(『公法雑誌』二ノ一〇、昭和十一年)

(4) この戸沢論文に対し、潮田教授は『政治学の対象について』(『法学研究』第二六卷 第二・三三三号、昭和十二年)。田畑教授は『国家と政治との必至的関連』(『公法雑誌』四ノ二・三三、昭和十二年)をもつて再批判を加え、さらに戸沢教授の再反論『政治学の対象』(『国家学会雑誌』第五三巻 第一・二二号、第五四巻 第六・一〇号、昭和一四一五年)に対して潮田教授は『政治、国家、政治学』(『慶應義塾大学法学論集、昭和一七年』)をもつて応え、昭和十九年の戸沢教授の『政治学の本源と其の将来』(『国家学会雑誌』第五七巻 第八・一一・一二号、昭和一八年)をもつて論争は終つた。この論争における潮田教授の論文はすべて『政治の概念』(昭和一九年)に、田畑教授のそれは『法と政治』(昭和一四年)および『政治学の基本問題』(昭和二年)に収録されている。

## 二二

いわゆる新カント派の科学方法論は、すでに大正二年、田辺元教授の論文『認識論に於る論理主義の限界——マールブルヒ派とフライブルヒ派の批評』(1)において、きわめて詳細に紹介されており、哲学の領域においては大正の初年その支配的地

位を確立していた。さらに大正七年、同教授の発表されたわが国最初の科学哲学の書ともいべき「科学概論」<sup>(2)</sup>も、基本的にこの新カント派の立場にそつたもので、単に哲学専攻の学生のみならず、広く当時の青年学徒に強い影響を残した。しかし、社会科学の領域にこの新カント派の影響をもちこむことになつたさらに大きな原因は、当時のドイツにおけるこの方法論と結びついた法律哲学や経済学、社会学の研究の絢爛たる開花であり、より直接的には蠟山教授の指摘されたように、法律哲学における京都大学の恒藤教授と経済学における左右田喜一郎教授らのすぐれた研究活動にもとづく紹介の結果であつた。すなわち、大正一〇年に刊行された恒藤教授の論文集「批判的法律哲学の研究」の主要部分は西南学派(ライプルス派)の立場にたつラスク (Emil Lasak) とマールブルヒ学派の立場にたつシュタムラー (Rudolf Stammler) の法律哲学の紹介にあてられており、大正六年と一年に発刊された左右田教授の二つの論文集「経済哲学の諸問題」リッケルトに捧げられた「文化価値と極限概念」の二著は、西南学派の立場にたつた経済哲学と科学方法論についての精力的な紹介であつた。

大正一一年から一三年にかけての「国家学会雑誌」をみると、新カント派の科学方法論や法律哲学、社会学の諸学説に関する紹介論文で埋めつくされている。その頃、哲学界においてはすでにフッサールの現象学やヘーゲル哲学に対する関心が高まりつつあつたが、社会科学の領域ではなお新カント派の立場が全盛であつた。大正一二年に発表された戸沢教授の『政治学疑義』<sup>(4)</sup>と一三年の『政治の概念について』<sup>(5)</sup>という二論文は、このような西南学派の立場にたつた政治学の領域における最初の本格的論文であつたし、一三年の恒藤教授の『政治現象の本質』<sup>(6)</sup>はリッケルトの方法論を適用してまことに明快そのものの論文で、若い政治学者に強い衝撃を与えたものであつた。またこの年に刊行された今中次磨教授の「政治学 上巻 国家論」は方法的にマールブルヒ学派に属するケルゼンやシュタムラーの諸説に示唆をえてまとめられたものであつた。さらに、同じ一三年に『我国に於る政治概念の類型的発展』<sup>(7)</sup>を発表されて、西南学派の立場から、わが国の政治学における政治概念の類型を学説史的に展望された蠟山教授は、翌一四年、わが国政治学史上の金字塔ともいべき大著「政治学の任務

と対象」を世に問い、西南学派の方法論と多元主義的国家論を統合したきわめてユニークな政治学体系をうちたてられたのであつた。<sup>(8)</sup>

ところでコーエン (H. Cohen)・ナトルプ (P. Natrop)・カッシーラ (E. Cassira)らによつて代表されるマールブルヒ学派においては、科学とは数学的自然科学を意味する。国家学はこの学派では当為の論理学としての倫理学における根本問題としてあらわれる。この学派は価値論的な西南学派に対して論理主義学派とも呼ばれるように、論理主義的立場を徹底させる。たとえばコーエンにあつては思惟に先立つてはいかなるものも存在できないと考える。カントの如く、思惟の与件として、これに先立つて感覚を認めるのは心理学的発想の混入に外ならないし、いわんや思惟の規定をはなれて「物それ自身」の存在を認めるなどということは全く独断にすぎない。コーエンによれば、カントにおける時空概念もまた思惟の先験的形式すなわち範疇に外ならないのであるから、思惟と独立に存するものではない。対象を認識するのではなく、対象は認識に課せられているにすぎないのである。思惟は思惟以外の一切のものから何も与えられることなく純粹にその「根源」より、それ自身の法則、概念とその論理的結合に従つて一切の内容を生産する無限に連続的な生産過程であり、その産物が科学としてとらえられた自然である。思惟の第一段階たる形式論理の判断、第二段階たる数学の判断は直接には対象の規定に関係しないが、第三の段階たる数学的自然科学の判断に至つてはじめて直接対象の規定を目的とする。論理学はかかる存在 (Existenz)としての自然のみを対象とするのに対し、人間を対象とするのが当為 (Geltend)の学としての倫理学である。もちろん、ここでいう人間とは自然としての人間ではなく、当為としての人間である。かかるイデーとしての人間の概念を明らかにすることが倫理学の課題である。

論理学における純粹思惟に対し、倫理学における純粹意志が対置される。このカントの実践理性にあたる純粹意志も、純粹思惟と同様、それ自身以外の何物をも与件とすることなく、それ自身の中から發展する純粹にして論理的運動である。か



かる純粹意志はそれが関係づけられ、その内容を規定する一つの学の事実を、道徳を基礎とする法律学およびその最高の形態である国法の学としての国家学に見出す。ここでは、国家学は家族とか民族とかいつた自然的、部分的存在ではなく、倫理学に基礎づけられた、道徳的個人の根源となる、真の全体性、統一性に於て把握された法的共同体 (Rechtsgemeinschaft) を対象とする当為の学となる。徹底した概念主義、当為と存在の峻別による二元論的立場から生ずる価値相対主義、両者の架橋としての後者の前者に対する目的論的關係づけが、この学派の基本的特徴といふことができよう。しかし、われわれの文脈にとつて、さらに関心をひくのは、このような政治学が国法学の中に解消されてしまうマールブルヒ学派の立場ではなくて、個別的社会科学の独立を論理的に保証するヴィンデルバンド (W. Windelband) やリッケルト (H. Rickert) に代表される西南学派の主張である。

西南学派の第一の特徴は、科学をすべて自然科学と同一視することを誤まりとし、歴史学を代表とする社会に関する諸学問も、自然科学と方法を異にはするが、等しく科学であると主張したことである。ともすれば、自然科学の目覚ましい発展のかけにかくれがちであつた社会諸科学を、科学としての方法的独自性を明らかにすることによつて、自然科学と対等の位置にまで引きあげたわけである。

リッケルトもまた徹底した本質主義と概念主義の立場にたつ。彼によれば認識とは常識として与えられた素材の概念による改造である。現実は見きわめがたい多様性をもっているから、あるがままに正確に記述することはできない。すべての現実的なものは、時間、空間的に連続性をもつてると同時に異質性をもつてゐる。概念化とはかかる現実を同質的連続あるいは異質的不連続においてたちきることである。一切の異質性をきりすて、同質的連続において概念化をすすめたのが、数学であるが、それは最早実在を離れて、概念の世界においてのみ存在しているに過ぎない。これに対して異質性を残しつつ、連続にある切れ目をいれることによつて概念化をすすめるのが経験科学である。われわれはかかる改造の手續きにおいて、

あるアプリアリな先験的判断を用いる。常識として与えられた素材を本質的なものと非本質的なものに分つ選択原理がこれである。われわれはこの構成原理にしたがつて、現実からとりだされてくる総体のことを本質と呼ぶ。

リッケルトはまた価値と実在の世界を峻別し、前者に対応する文化を認識するための目的論的、彼のいう価値関係的方法と後者に対応する自然を認識するための機械論的、彼のいう一般的方法を対立させ、さらに価値をアプリアリに与えられるものとして、その評価を排除し、価値相対主義の立場を貫徹する。すなわち、リッケルトはアプリアリな選択原理によつて現象からとりだされてくる本質を概念構成するに際し、対象を自然として把えるか、文化として把えるかという視点の相違に依じて、それを認識する方法が異つてくるとする。ここで自然とはひとりで発生し、おのれ自からの成長にまかせられているようなものの総体であり、文化とはもろもろの目的に従つて行動する人間によつてそのもつ価値が認められ、そのために生産され、あるいは養護されるかかる価値を具有する財である。価値そのものは現実には実在することなく、ただ普遍的なものであるから、文化とはかかる価値の附着した、その養護が一つの規範として要求されるような財でなければならぬ。したがつて、自然は全く価値をはなれ、没価値的に考察されるし、感覚によつて知覚しうる存在である。一方、文化はこのような価値と関係づけることによつて考察され、したがつて、非感覺的な意義や意味形象においてのみ了解される存在となる。ここで価値関係的とは対象の価値を評価し、これに非難賞讃を加えることではない。ただ、アプリアリに与えられた価値に関連させ、対象をかかるとして価値の観点から了解しようというものにすぎない。

このように理解された自然は、対象の比較から出発し、一回的、個別的現象においてしか見出されないものは非本質的なものとして排除し、共通要素をとりだし、これを一般化し、可能な場合はさらにすすんで法則化することによつてのみ認識される。一方、文化は逆に対象における共通な要素を非本質的なものとして捨てさり、一回的生起を価値に関係づけて、その特殊性と個性において記述することによつてはじめて認識されうるととく。いいかえれば、同じ経験的実在であつて

も、一般化手続の方法によつて認識される場合、その対象は自然となり、個性化手続の方法によつて認識される場合はその対象は文化となるのである。このようにして、自然を対象とし、方法として一般化手続をとる自然科学と、文化を対象とし、方法として歴史的個性化手続をとる歴史的文化科学が両極概念として対置される。

この考えを發展させていくと、個別的文化科学の成立の基礎もまた明らかになる。すなわち、政治の本質を独自の文化価値として概念化し、かかる概念にもとづいて、經驗的実在を改造し、論理的に一貫した独自の政治の世界を記述することによつて政治学が成立するわけである。その場合、たまたま政治学の対象として扱われる国家が、他の個別科学である法律学や社会学においてもその対象として扱われていたとしてもそれは問うところではない。ただ、法律あるいは社会といった文化価値と本質的に異なる政治という独自の文化価値が定立されており、それとの関連で国家について記述されれば十分なのである。

- (1) 田辺元『認識論に於る論理主義の限界——マールブルヒ派とフライブルヒ派の批評』(大正二年)『田辺元全集』(昭和三九年、筑摩書房)所収。
- (2) 田辺元『科学概論』(大正七年)『田辺元全集』2、所収。
- (3) 蠟山政道、前掲『日本における近代政治学の発達』第三章。
- (4) 戸沢鉄彦、前掲『政治学疑義』(国家学会雑誌)。
- (5) 戸沢鉄彦『政治の概念について』(国家学会雑誌)第三八卷、第六・七・八号、大正十三年。
- (6) 恒藤恭『政治現象の本質』(『経済学論叢』第一八卷、第一・三号、大正十三年)。
- (7) 蠟山政道『我が国に於る政治概念の類型的發展』(国家学会雑誌)第三八卷、第九・一〇・一一号、大正十三年)。
- (8) 新カント派の紹介で当時の政治学徒に多くの影響を与えたと思われる著書、論文ではすでにあげたもののほか、ラスク著 恒藤恭訳『法律哲学』(大正一〇年)、田辺元『自然科学対精神科学・文化科学』(大正四年)『田辺元全集』1、所収、西田幾多郎『現代に於ける理想主義の哲学』(大正六年)などがよく引例されている。なお、戦後のものとしては峯村光郎教授の『法哲学』(昭和三〇年、慶応通信)の外に原秀男『価値相対主義法哲学の研究』(昭和四三年、勁草書房)もある。

#### 四

一方、多元主義的國家論(The Pluralistic Theory of the State)は第一次大戦中から戦後にかけて、主として英国において発展した新しい社会学論であり、國家論であつた。<sup>(1)</sup>現代政治学はいわばこの遺産の上に発展してきたといつてもよい。このバーカー(Ernest Barker)、ラスキ(Harold Laski)、コール(G.D.H. Cole)、マッキーバー(R.M. MacIver)らによつて、あるいは政治学、あるいはギルド社会主義、あるいは社会学の立場から、それぞれ展開された新しい社会学説は、いちはやく日本に紹介されると同時に、その当時の日本の政治学に大きな影響を与えた。<sup>(2)</sup>

われわれはかかる紹介者として、まず中島重教授をあげなければならぬ。教授の「多元的國家論」は大正九年からわずか二年間に、実に精力的に続けられた英国における多元主義的國家論について紹介した諸論文を収録したものである。<sup>(3)</sup>また同じ大正一一年に発刊された高田保馬教授の「國家と社会」もまた多元主義的國家論者の強い影響のもとに、独自の見地から全体社会と國家についての社会学説的理論を展開されたものであつた。<sup>(4)</sup>また、この年、蠟山政道教授の発表された論文「多元的社會論の政治的価値——ハロルド・ラスキの「國家主權論」に就て——」もまた、学説史的背景をふまえた多元主義的國家論に対する展望であつた。<sup>(5)</sup>

潮田教授はこの多元主義的國家論の思想的系譜をつぎの四つに要約しておられる。<sup>(6)</sup>一つはイギリスのメイトランド(Maitland)によつて紹介、祖述されたドイツの歴史法学派ギアケ(Otto Gierke)の、団体の発生および權威は國家の意思から独立であると説く団体權説であり、一つはフィギス(Biggis)に代表されるような教會が國家の統制から自由であることを主張する教會自由獨立論であり、さらに一つはコールに代表されるような産業上の獨立自治、進んでそれを基礎にして國家の改造再建をとなえたフランスのサンジカリズムやイギリスのギルド社会主義であり、最後の一つは伝統的な法律学的國家觀に

もとづく国家と社会の一元的把握に対する批判として生じたマッキンバーなど社会学者の多元的社会観である。

この多元主義的国家論の共通の特色は、国家をいわゆる団体、アソシエーション (association) としてとらえるところにある。国家も教会や労働組合と同じくアソシエーションの一つにすぎない。それはアソシエーションという点で成員に対してもつ権利は同格であり、したがって国家のみが他のアソシエーションに優越して成員に忠誠義務を強制する権利はない。個人の利害はそれぞれの所属するアソシエーションの自治にゆだねることによつて最もよく擁護される。ここで提起されているのは、あの一七世紀にはじまる伝統的な国家对社会の分裂と葛藤の問題である。そして大戦を契機とするヘーゲル的国家観に対する批判や、戦争遂行をめぐる国家統制の強化に対する反対から、あるいは戦後の経済的破局や社会不安の背景のもとに、社会の側になつて国家の優越性を否定しようとしたのが、この議論の立脚点であつた。

マッキンバーは人間の社会的結合をアソシエーションとコミュニティ (community) にわか(7)つ。アソシエーションとは成員のある限られた目的のある限られた方法で共同して遂行しようとしてつくられた組織である。一方コミュニティとはかかるアソシエーションの基盤となる、人びとが生活の多様な局面で相互に関係しあい、共通の社会的性格を生みだしていくような共同生活圏である。国家は教会や労働組合や家族とともにアソシエーションの一種であり、村や町や国民社会 (nation community) はコミュニティに属する。いわゆる多元主義的国家論は国家を社会におけるもろもろのアソシエーションと同列にまでひきおろすことによつて、その絶対性を否定し、国家对社会の対立の問題を社会の優位において解決しようとした。しかし、この理論は国家がコミュニティではなく、コミュニティを基盤として成立するアソシエーションの一つにすぎないことを明らかにすることによつて、そもそも国家と社会を二つの独立した組織として考え、そのどちらがより優越した地位をもつべきかという形で問われてきた問題提起自体が誤つていたことを明らかにして、少くとも理論的レベルではこのジレンマを解決する結果となつたのである。(8)

ところで、多元主義的国家論とともに、この政治概念論争に関係している国家論として、これと系譜をことにはするが、これに先行するものとして、オーストリア系の社会学的国家観がある。グンプロヴィッチ (Ludwig Gumplowicz)、ラッツェンホフアー (Gustav Ratzenhofer)、オッペンハイマー (Franz Oppenheimer) などの国家論である。<sup>(6)</sup> かれらの国家論の特徴の一つは、国家を完全に社会学的見地からのみ考察し、法学的要素がみられないことであり、一つは社会的ダーウィン主義の影響が強いことである。彼らは何れも人間を集団的存在と考へ、かかる集団間の種族闘争に国家の発生原因をもとめる。国家が征服集団の支配機構としてとらえられることは三人とも同じであるが、グンプロヴィッチとオッペンハイマーは国家内における経済的搾取にもとづく階級闘争を重視する。グンプロヴィッチの国家論は征服国家説の名によつて知られ、マルクスにおける階級国家観に影響を与えたといわれ、オッペンハイマーのそれは階級国家説の名によつて知られ、逆にマルクス主義からの影響が色濃く認められる。又、グンプロヴィッチとラッツェンホフアーはその方法として社会進化論の影響から徹底した自然科学的一元論の立場をとつているが、オッペンハイマーにおいては西南学派の影響がいちじるしい。

わが国においてこの社会学的国家観の影響を強く受けた代表的学者として大山郁夫教授、今中教授、戸沢教授の三人をあげることができる。そして今中教授と戸沢教授が大山教授のあとを追つて漸次マルクス主義に接近し、戦後、戸沢教授がスターリン主義者へと変貌をとげたことも、このような思想的背景を知るものにとつては必ずしも奇異ではない。

- (一) 潮田江次教授はその著「主権と民主政治」(昭和二四年)で、この立場を国家多元論とか多元的国家論と呼ぶことの誤解を生じやすいことをときつぎのように主張された。「この説は決して国家そのものが多元に分れてゐると申すのではなく、社会が多元的な構成を持つてゐることを強調して、そこから国家を見なほし、値踏みしなほさうといふのです。社会は決して一元的に国家に吸収統一されてゐるのではなく、色々な領域に分れてをり、様々な権威が並び立つてをる、といふことを根本の見方にしてをるのです。それですから、この説をよく国家多元論とか多元的国家説とか呼んでをるのは誤解を招く虞れがあります。多元なのは社会であつて、国家は其の一元を成すに過ぎない。即ち多元社会的国家論です、多元主義(的)国家論(The Pluralistic Theory of the State)とか、政治上の或は政治的多元主義 (Political Pluralism) と呼ぶのが正しいです。」(同書一五六頁)

- (二) 「英国における多元的国家論の成立を見るに、その内容が相互に若干異つてゐること、そこには幾多の源流があつて、これを簡単に述べることは

困難である。しかし、われわれが日本においてこれを知るに至れる順序から見ると、第一に挙ぐべきはエルネスト・バーカー (Ernest Barker) であろう。彼が一九一四年にオックスフォード大学の哲学会で行った講演『信用失墜せる国家』(The Discredited State) において展開した国家論 (*Political Quarterly*, February, 1915) がその最初のものであろう。……バーカーの……論文は当時深い影響を若き政治学徒に与えた。就中そこで展開した Community の意味について若きラスキ (Harold Laski) はこれを始めてバーカーから学んだと彼の処女作ともいうべき『主権問題の研究』(*Studies in the Problem of Sovereignty*, 1917) の序文でいつづる。……しかしこの学説を一般に普及する上に大きな役割を演じたのは、ギルド・ソシアリズムの提唱者として知られるコール (G. D. H. Cole) の『社会理論』(*Social Theory*, 1920) であつたであらう。最後に社会学の方面から多元的国家論に理論的な基礎と真実な課題とを与えて長く日本の社会学および政治学の学徒に愛好されたのはマッキーヴァー (MacIver) であらう。最初の一九一七年の *Community* と一九二六年の *The Modern State* の二大著述は、最近のアングロサクソン系統の政治学上の著述で、日本の学界に最もよくかつ深く読まれたものといふるのであらう。(蠟山政道 前掲『日本における近代政治学の発達』(昭和四年、一八五一―六頁)。

(3) 中島重「多元的国家論」(大正一一年)。なおこの書では、上であげたような諸学者の説に加え、ホプハウス (Leonard Hobhouse) やフィギスについても詳しく紹介されている。

(4) 高田保馬「国家と社会」(大正一一年)

(5) 蠟山政道『多元的社会論の政治的価値——ハロルド・ラスキの「国家主権論」に就て』(『法学志林』第二四卷、大正一二年)

(6) 潮田江次 前掲「主権と民主政治」一五四―一七〇頁。

(7) Robert M. Maclver, *Community* 1914, *Elements of Social Science*, 1921. (マッキーバー「社会学入門」菊池綾子訳、昭和二八年、創元社) *The Modern State*, 1926.

(8) Karl Mannheim, *Freedom Power and Democratic Planning*, 1951, *On Power*, Seymour M. Lipset, *Political Man*, *chapt. 1*. (リンヤット「政治のなかの人間」内山秀夫訳、昭和三八年、創元社、第一章)

(9) これら三人の国家論については蠟山政道「政治学の任務と対象」(大正一四年) で批判的に紹介されている。また社会学の見地からは戦後、阿部吉男 編『社会学史概論』(昭和三年、勁草書房) で詳しく紹介されている。なおこの社会学的国家観と多元主義的国家観を現代政治学の理論的源流として学説史的にとらえた大著として秋永肇教授の『現代政治学Ⅰ』(昭和三七年、富士書店) をあげることができる。

## 五

いわゆる政治概念論争の理解の困難性は、それが方法論争であつたにもかかわらず、戸沢教授を批判する潮田教授の側の方法論的立場とそれにもとづいて構成される教授の政治学概念図式が、教授自身の手によつては、生前遂に一度も積極

的、体系的に展開されなかつたことにある。そこで教授自身の立場は、従来、この論争を通じて発表された各論文や、それに先立つ論文で、ケルゼンの国家論を批判された『ケルゼンと国家及政治<sup>(1)</sup>』の行間から、読みとつていくよりほかなかつた。しかし、幸い最近、教授の大学における講義ノートが「政治哲学講義<sup>(2)</sup>」として発刊された。従来、消極的にしかうかがうことのできなかつた教授の理論は、この書の公刊によつて、はじめてその全貌をとらえることができるようになったわけである。

ところで、潮田教授の批判の対象となつた恒藤、戸沢、蠟山の諸教授の方法論的立場は明らかである。戸沢教授は『政治学疑義<sup>(3)</sup>』の第三回目の論文のすべてをあてて、また蠟山教授は『政治学の任務と対象<sup>(4)</sup>』の前半四章をあげてこの問題の解明にあて、それぞれ基本的にはリッケルトの科学方法論の立場に依拠することを明らかにしておられる。また「批判哲学」の見解にたつて政治現象の本質を論理的に解明しようとした恒藤教授の『政治現象の本質<sup>(5)</sup>』もまた同様の立場にたつことは一読明らかなることである。それでは、これら諸教授の政治概念を批判された潮田教授の方法論的立場はいかなるものであつたのであろうか。「政治哲学講義」においても教授は新カント派やリッケルトについては何も言及しておられない。しかし、その所論に目を通すならば、教授の立場がこれにきわめて近いものであつたことは一見して明らかとなる。

教授によれば、政治哲学とは「政治とは何であるかを究明する学である。すなわち、もろもろの政治現象が時間的、空間的、經驗的区別を有するのに対して、これらを超越する唯一の政治、いわゆる『政治の本質』を求めらるものである。」(傍点筆者)(『政治哲学講義』三頁) ここで政治哲学とは「政治学の基礎にある原理、理論を究明する」ものである。「つまり、現実の政治の究明にあたるのが政治学であるのに対し、政治学の前提となるべき理論を取り扱うのが政治哲学である。従つてその目的とするところは、政治学の基礎理論の建設であり、政治とは何であるかを探究することであるともいえる。」(七頁)「かような政治の本質をあらわす概念は、政治学にとつてその根本基礎となる概念であり、政治の全経験を統制して最高の



統一をえさせている概念である。」(五頁)つまり、政治理論の任務とは、政治の本質を概念に構成することによって、政治とは何かを明らかにすることにある。ここには、実に鮮明な実念論的概念主義と本質主義の立場がうちだされている。

ところで、このような政治の本質は「政治現象をきわめた後にはじめて明らかにすることも考えられるが、しかしかような研究そのものがすでにもしわれわれがあらかじめ政治の何たるかを全く知らないとしたならば存在しえないことである。われわれがある事象の性質を実証的に考究してゆく前に、まずその事象を他の事象から区別する本質の何たるかがきまつていないことは論理上ありえない。」(傍点筆者)(五頁)そこで政治の認識に際しては「政治現象を成立せしめる価値が何であるかを定め、その標識(メルクマール)を示す」(六頁)ことが必要となる。「常識的に誰もが政治とそうでないものとを区別している。」(二四頁)しかし「本来常識は断片的な知識であつて種々の矛盾対立をそのままに含んでいるものである。」(二三頁)「学問的知識は常識を素材としてもつばらその中の矛盾を整理し統一した成果である」が、「勿論、この場合われわれは決して日常経験の常識から政治の概念を帰納」(二三頁)できるといふものではない。ここで展開された価値をアプリアリとし、科学の対象が科学に先立つてすでに常識において成立していることをとく認識論のリッケルトにおけるそれとの親近性は今更指摘するまでもないであろう。

ところで政治哲学が追求する「政治とは、時間、空間、経験の区別のない政治一般である。……現実には存在しない、抽象的形式的概念、すなわち理念を取り扱う。そうした理念は、もろもろの政治が究極において基礎にしているものなのである。そのような理念を把握してはじめて、われわれはいろいろな種類の政治が政治現象であることを理解し得るのである。そもそも、われわれの前に広がっているのは、未知の混沌とした世界であり、そこからわれわれは政治、経済、法律等々の分野を区分するのであるが、その場合に是非とも政治一般の概念(理念)が必要となる。それがなければ、雑多な事象の中から、特に政治と呼ばれる現象を識別することは不可能となる。」(傍点筆者)(七頁)「政治現象を他の社会現象と区別するのは

その外見の特徴ではなく、その意味内容がどういふものであるかということであるから、その場合の基準となる政治の概念は、当然、価値にかかわる概念である。しかしながら、およそ価値現象の考察に際して、単にそれがいかなる価値につながるかを説くことは、いまだその価値が何故に価値であり、いかなる程度に価値であるかという問題とはかかわつてこない。」（傍点筆者（五―六頁））ここでは経験的実在の世界と価値の世界がデュオトミーとして対立させられ、理念としての政治の本質概念は価値の世界に属せしめられる。そして、価値そのものの評価は政治価値論の考察する領域であるとし、政治の本質論的考察における価値関係の方法が強調される。この所論においても、われわれはリッケルトにおける価値論との強い類似性を見出さないわけにはいかない。

しかし、むしろ潮田教授の科学方法論の特徴は、この価値関係の方法を目的論的見地から強調して、論理的に一貫させるところにある。「人間にとつて、人間の行動と動物のそれとのちがいは、前者が自分と共通の意味の世界、目的の世界をもつていふことである。したがつて、われわれの行為が特に人間の行為であるためにはそれは目的の見地からなげられなくてはならない。すなわち、政治は目的に向う行為でなければならぬ。これは意識的にある目的を追求するという意味ばかりでなく、ある目的の立場にたつてはじめて人間の行為を政治と考えることができるという意味である。」（一五頁）ここでは、ラスクによつて提起されたような、同じ文化科学であつても、歴史学のように対象の価値一回性に注目する科学と性格を異にし、むしろ対象とする集団の価値共通性あるいは価値類型に着目する法律学や政治学のような科学にとつて、因果法則の追求は文化科学における根本的認識方法の中でどのように位置づけられるべきかといったジレンマは入りこむ余地はない。すなわち、リッケルトは文化科学の認識方法は一回生起の現象を価値に関係づけてその特殊性と個性において記述することにあると説く。しかし、この方法は歴史学においてはまことによく妥当するが、政治学や経済学、法律学においてはことはそれほど簡単ではない。たとえば経済学においては当時ですら、すでに現実には経済現象の因果的説明はそ

の研究の重要な部分をしめていたからである。このジレンマこそ蠟山教授<sup>(6)</sup>を最も悩ませた問題で、価値関係の方法は個性化手続とともに普遍化方法も論理的に内包しようとして、政治学は価値関係の普遍化方法をとるとまことに単純明快に断定された戸沢教授<sup>(7)</sup>と最も激しく対立された部分だったのである。

以上のような概観からわかる通り、潮田教授の方法論的立場もまた、決して単なる祖述ではないけれども、西南学派ことにリッケルトの主張と基本的枠組においてきわめて共通するところの多い所論であつたといつてよいと思う。つまり、政治概念論争の双方の方法論的立場は全く同じであつたのである。われわれはこのことによつて、この論争の真の争点がいかにこの方法論にしたがうなら、その政治概念はいかに構成されなければならないかという点にあつたことを知るのである。

以上からわかるように、潮田教授は西南学派に非常に近いところに立つ。したがつて、教授は同じ新カント派であつてもマールブルヒ学派に対してはきわめて批判的である。教授のケルゼン批判は「ウァイン学派の純粹方法論が法学にとつて果して正当な認識手段であるかどうかを問題にしない<sup>(8)</sup>」と断われ、もつばらその批判を政治学を国法学の中に解消させてしまふ彼の国家論の批判にむけておられるが、いままでもなく、ケルゼンの所論はその純粹方法論と不可分に結びついており、たとえば「国家の現象が自然的実在ではなくて、当為<sup>(9)</sup>であり、したがつて国家は法秩序以外の何物でもないといつたその主張がその方法論からする必然的帰結であるような断定に対して、教授はこのリッケルト流の方法論にたつて容赦なく批判、否定されている。それは単なるケルゼンの純粹方法論の誤まつた適用から生じる難点ではないから、教授の立場がその方法論そのものに対しては否定的だつたことがわかるのである。

(1) 潮田江次『ケルゼンと国家及政治』(法学研究 第二卷 第三号、昭和八年、前掲「政治の概念」所収)

(2) 多田真鋤編『潮田江次教授 政治哲学講義』(昭和四年、慶応通信) 本書は教授の教えを受けた大学院学生の手になる教授の講義ノートを刊行したものである。学生のノートをもとにしたものであるが、筆者も一部分所蔵している教授御自身の講義ノートのコピーと同一で信頼性は極めて高い。又

筆者の記憶する限り、教授が塾長時代に筆者が聴講した講義内容と同じ構成であるし、教授は終戦直後塾長に選任され、以後当時まで引き続きその激職の地位におられたから、その基本的枠組は「政治の概念」の出版当時と変っていないと思う。

- (3) 戸沢鉄彦 前掲『政治学疑義』（国家学会雑誌）
- (4) 蠟山政道 前掲『政治学の任務と対象』
- (5) 恒藤恭 前掲『政治現象の本質』（経済学論叢）
- (6) 蠟山政道 前掲『政治学の任務と対象』
- (7) 戸沢鉄彦 前掲『政治学疑義』（国家学会雑誌）
- (8) 潮田江次 前掲『ケルゼンと国家及政治』、『政治の概念』七頁。
- (9) 潮田江次 同書一一頁。

## 六

さて、以上のような方法的立場にたつて、潮田政治学はどのようにして、その政治概念を構成していくのであろうか。まず、教授の第一前提は、政治概念は目的論的に構成されなければならないということである。つぎに政治とは大略何であるかについて、科学的概念としての厳密性と正確性においては欠けるかもしれないが、すでにわれわれの常識において成立しているはずであるという前提である。そこで教授はリッケルトの方法論の定石をふんで、政治の目的とは何であるかということについて、まず現在常識において政治という言葉がどういう意味に使われているかということの検討を通じてさぐられる。

そして、この前科学的概念構成をどう改造するかという点をめぐつて第一の論争が生じた。すなわち、恒藤教授もまた同じ手続で「政治現象の本質を考察する上の見当を立てるために、普通に如何なる対象が政治又は政治的なる語を似て指称されて居るかを」種々実際の用例をあげて調べられるのであるが、その結果「普通に政治又は政治的なる語を似て指称される対象の多くが『国家』に関係ある対象たる事を知るのである」と論じられる。そして、このあとで、恒藤教授は「文化の凝<sup>1)</sup>

聚傾向」なる概念を導入され、それにもかかわらず「政治現象はひとり国家に関してのみならず、他の諸種の団体にしても成立し得るのである。唯政治現象の凝聚作用が国家に関して殊に著しく行なわれていることが、あたかも政治現象は国家に関してのみ成立するかのような観を呈せしめるのである」<sup>(2)</sup>とされる。

これに対して、潮田教授は「一般用語例によつては……政治は必ず国家に関連して考へられ」ている以上『その伝來的意義と懸隔する程度甚しい』ならば『かく規定することによつて、政治現象の本質を十分に把握し得ると』考えることは出来ない筈である。……科学は常識の矛盾性を整理し、粗雑を精錬しなければならぬけれども、天下りの常識を改訂することは許されない。<sup>(3)</sup>「政治現象に凝聚作用が存在することは認める。がしかし、株式会社、宗教団体等々にも、それぞれの政治がみられるといふやうな説明は認められない。国家社会の維持改善への意味関連の遠近、軽重によつて政治現象の凝聚作用が存在するのである」<sup>(4)</sup>と主張される。

しかし、両者のたつ方法論の前提からすれば政治現象が国家だけにみられる現象か、さらに広く団体に認められるかということを決定するには、あらかじめ政治の本質概念が明らかにされていなければならない。ところが、この政治の本質概念の構成は、常識の形で存在している政治についての前科学的概念構成によつて見当をつけながらも、それにとらわれることなくアプリアリに決定されなければならない。だからこそ両者は政治の前科学的概念構成がいかなるものであるかという点では一致しながら、それにも拘わらず前者は「政治現象の成立を国家又はその他の公法団体の活動範囲に限定的に関連せしめる見解を排して、その他の団体……においても、ひとしく政治現象を認識し得るものと観るのが、論理的に正しい見解である」と信ずる者であり<sup>(5)</sup>（傍点筆者）、後者はそうは信じられないと主張するのである。この認識論にたつきざり、この論争に決着をつけることはできない。

(1) 恒藤恭、前掲『政治現象の本質』、「治経経済学論叢」第一八巻 第一号、二五—二六頁。

(2) 恒藤恭、同論文三〇頁。恒藤教授はこの点を発展させのちに『政治、特に国際政治の概念』(立命館大学三五周年記念論文集)昭和一〇年、恒藤恭「法と道徳」昭和四四年、岩波書店に収録。同書二二七頁)において政治は論理上国家においてのみ観取されるものではないが、国家において典型的な仕方でも成り立ち、また特に国家においてその本質が顕著にあらわれるものであるという風にその見解を修正、補足された。

(3) 潮田江次、前掲「国家外の政治現象」に就て、『政治の概念』六三頁。

(4) 潮田江次、前掲「政治哲学講義」五三頁。

(5) 恒藤恭、前掲「政治現象の本質」『経済学論叢』第一八巻 第二号、三三頁。

## 七

以上のような検討により、潮田教授は政治現象はつねに国家と関係して生ずるものだと考えられるから、当然つぎに国家とはいかなる概念であるかが明らかにされなくてはならないことになる。そこで、教授はこれまでの国家学説の検討に向かわれる。ケルゼンの国家論にみられるような政治学を国法学に解消しようとする学説から、政治学の独立をまもり、「法に対して国家独自の立場」を擁護するためには「政治学を国法学とは全く別個に成立させてある……英米の伝統に立つて」<sup>(1)</sup>これを眺める必要がある。戸沢教授と蠟山教授を新政治概念の構成に向わせた問題意識は同時に潮田教授の問題意識でもあつたのである。ここで教授が注目されるのがギィディングス(Giddings)にはじまり、マッキーバーやホブハウス(Hobhouse)によつて発展させられた国家観である。

「政治哲学講義」において教授はいわれる。「政治の成立する範域としては、国家は共同社会と団体との二つの意味をもつている。『国益、愛国心、国家のため』という時は前者の意味であるのに対し、『国家の意思、国家機関、国家活動』という場合には後者の意味である。」(同書四一頁)つまり、従来の用語例における国家の概念にはコミュニティとしての国家とアソシエーションとしての国家という二つの概念が混入しているというわけである。このような国家概念にまつわる二つの概念の混入を教えたのは *Gemeinschaft* と *Gesellschaft* あるいは *community* と *association* との区別をとく「社会学の研究

成果(人的結合関係の考察の結果)」(四四頁)であつた。「ギディングスのあとをうけて R.M. MacIver が community と association の区別を提示した (“Community” 1917)。この著書では国家 (state) の意味がはつきりしないが、その後の “Modern State” (1926) の中で、彼は国家を association とみる立場を明らかにしている。」(四四頁) マッキーバーにおいては、従来の用語例における国家概念の二つの側面の中で、アソシエーションとしての側面を国家としてとりあげ、コミュニティーとしての側面は country, nation あるいは nation community などの語をあててこれに對置しているわけである。ホブハウスはこれを「political community とか、whole population owing a common rule とか、organized community とか」(四六頁)と呼んでゐる。

教授がマッキーバーに注目される理由は、第一にアソシエーションとは『共通の目的のために意志の統一にまで結合され、組織されている集団』(傍点筆者)(四五頁)であるから、かくとらえられたアソシエーションとしての国家においてはまず共同目的が明らかにされなければならないということであり、第二にこのようなアソシエーションとしての国家に含まれる成員は、当然この国家の共同目的のための意思決定に参加しうる人間にかぎられ、このような国家の支配下におかれたすべての人間までも含むわけではないという点である。このように考えられた国家においては最早国家はただ国家であるという理由だけによつて、その支配下にあるすべての人間に対する支配が正当化されるような根拠は失われる。では国家の共同目的とは何であろうか。いうまでもなく国家は様々な機能目的をもつている。法秩序の維持も、国の長期的經濟計画の立案も等しく国家機能である。しかし、政治学における国家の目的はあくまで政治の価値、目的という見地から眺めた国家目的に限定されなければならない。さもなければ、たとえば純粹法学的国家観から、政治学を解放することはできないからである。「国家から政治を導き出した正統派政治学は、国家を政治の目的から離して考えたために際限のない混乱をきたしている。」(二三三頁)

ここで教授はコミュニティーについての洞察をめぐらされる。マッキーバーにあつては、コミュニティーはアソシエーションの基盤となる共同生活圏であつた。教授はこれをさらにすすめて「単なる共同生存とみず、自己を実現する活動の世界」(傍点筆者)(三三三頁)と考えられる。「人々が生きるには社会を必要とする。……人々がこのような社会の全体を、自分にとつての生きた経験から自分の実現する活動の世界として考えた時、その全体は自分にとつて明らかに価値をもつた存在である。」(三〇頁)。ついで教授はかかる価値を帯びた全体社会をマッキーバーの nation community あるいはホブハウスの political community という語にかえて「国家社会 (state-community) と名付けられる。人々はこのような全体社会を「必然的に外に対してこれを維持し、内においてはこれを改善しようとする欲求をともなう。しかし、一定の時、一定の場所における人々がこの全体と考へる社会範囲は、当然一定するものであるから、その場合、この全体社会は明確に限定を定められるし、統一される。それが国家社会で」(三〇頁)ある。

かくて教授においては、政治は国家との関連でつぎのように定義され、その目的論的立場は一貫されるのである。すなわち、「この国家社会すなわち全体的社会価値を維持し、改善しようとする行為が政治であり、その政治の目的のために成立する団体が国家団体 (state-association) であり、その国家団体の仕事をこなす機関が政府である。」(傍点筆者)(三〇頁)『ケルゼンと国家及政治』においてきわめて簡潔な形でしめされた「価値としての全体社会が国家社会 (広義の国家) であり、其価値の維持増進を目標とする団体が国家団体 (狭義の国家) である」という定義の意味はこのように理解されるべきなのである。

このような政治概念において、国家が国家社会の基盤の上に成立するものもろもろのアソシエーションの一つとしての性格をもつとしたら、国家団体と他のアソシエーションとはいかなる関係にたつのであろうか。国家団体も労働組合も教会もアソシエーションとして、それぞれの共同目的を追求するという点でかわりはない。それぞれのアソシエーションは、それぞれが追求する価値の領域において他のアソシエーションには許されない優越した権利をふるう。国家団体は国家社会の維持改



善に対し、労働組合は労働者の地位の擁護と改善に対し、教会は信仰においてそれぞれ排他的な権威をもつのである。しかし、もし国家団体とこれら諸団体がそれぞれの価値領域において要求するところが、個人において相互に衝突する場合はどうなるのであろうか。国家は銃をとることをもとめ、信仰はそれを拒否するといった場合である。この場合「政治の価値とそれぞれの団体の持つ価値のどちらが個人にとつて価値があるかが問題となる」(『政治哲学講義』七六頁)。「直接の問題は国家団体と他の団体の争いであるが、個人はどちらに従うべきかが問われるのである」(七六頁)。

かくて、教授の議論は価値相対主義の袋小路に迷いこむ。「芸術家が国家に反抗する場合、その芸術家個人は、芸術という価値に依拠しているのであれば、その芸術という価値と国家の価値を比較することになるのである」(七八頁)。この価値相対主義のジレンマこそ、晩年の教授が、つねに苦悩し、解決を模索されつづけた問題であつた。このような苦悩が政治概念論争当時の教授にあつたかどうかは、今となつては明らかではない。しかし、教授においても、この問題は遂に生涯解決されることなく終つた。

このようにみえてくると、教授の国家論は、たしかにその問題関心においていわゆる多元主義的国家論者とは若干方向を異にするとしても、やはり広い意味で多元社会論にたつた国家論の一つに属するといわなければならない。ここにこの論争が「多元主義的国家論批判」ではなく、「国家外政治現象説批判」として提起された理由がある。教授のいわゆる多元主義的国家論に対する批判の第一点<sup>(3)</sup>は、彼らが他の団体に政治の領域においても国家団体と同じ権利を認める点におかれている。国家社会の維持改善という政治目的に関しては、国家団体が他の諸団体に優先する権力をもつべきだというのが教授の主張である。教授の主権論の基礎はここにあり、その論理的の一貫性は見事であるが、たしかに多元主義的国家論の問題意識の枠をはみだしているといえよう。第二の批判は多元主義的国家論者の第一の主張のコロラリーとしてこれは国家権力の弱化をもたらし、たしかに権力の濫用の弊害は少くなるかわりに、国家目的の効力的強力な遂行も又困難になるといふきわめて今日的

問題の指摘である。教授の国家論が伝統的国家学における国家論や反動的な国家至上主義的国家論とはおよそ異質なものであることは最早明白であらう。

(1) 潮田江次 前掲『ケルゼンと国家及政治』「政治の概念」七頁。

(2) 潮田江次 同書一八頁。

(3) 潮田江次 前掲「主権と民主政治」一六六—一七〇頁。

## 八

潮田政治学の概念枠組が上のようなものだとしたら、この枠組に照らして、まず国家概念を目的の見地からとらえなかつたり、国家団体と国家社会の概念を混同するような考え方は厳に排除されなければならないし、さらにすすんで、国家概念と関係づけることなく構成された政治概念や非目的論的に構成された政治概念はあくまで否定されなければならないことになる。したがつてこの論争の第二の重要な争点は、国家概念は目的論的にはとらえられないと主張する戸沢教授とのあいだに発生する。

戸沢教授によれば「政治学者は目的の点から国家を眺め、特殊の目的のために存続する集団が国家であり国家は特殊の目的を実現するために存するものだと考へがちなのである。然しながら……今日までこの世界にあらはれた国家一切にあてはまる説明としては国家は一定の特殊の目的のために存するものとはいへないのである。歴史的に見れば、全体社会をなす人々悉くを構成員とする組織ある集団にして必要に応じて種々雑多の目的を遂行するものが国家であつて別に各成員の共同の特殊の目的などといふものが意識されず従つて事実上存在せざる場合にもこの集団に統治者と被治者の二つからなる統治組織があればそれが国家であるといふのが事実<sup>(1)</sup>に忠なる説明である。しかし、政治学が普遍化方法をとりうるものとしても価値関係的文化科学の立場にたつ以上、このような非目的論的説明はやはり方法論上一つの論理矛盾であることは免れな

い。……潮田教授のつかれるのはまさにその点で、『共同の特殊目的なぞ』無くても『この集団に統治者と被治者からなる統治組織があればそれが国家である』といふのなら「何故に全体社会を基にした一つの団体が必要とされたのか。もし目的が本当に一時的でバラ／＼ならば、何も全体社会の統治組織など作るに及ばない筈である」<sup>(2)</sup>「国家と非国家との差別は……団体』の活動がそれに向けられるところの Primary ends」<sup>(3)</sup> 即ち団体それぞれの目的機能によらなければどうしても出来ないものである」とされ、戸沢教授の依拠されるウォトキンス (Watkins) にしても、国家の目的論的定義を否定しながら、結局において、国家の努力目的として全体社会をもちだす結果となつていることを指摘し、教授の国家団体と国家社会という概念装置と引き照らしながら、さらに戸沢教授の国家概念における両者の概念的混同を批判されるのである。そして、戸沢教授の立場を「他の団体に對する国家の絶対性・超越性を否認すれば其独自性まで否定されて政治現象は国家から解放されると速断する先入見に禍されて居る為である」<sup>(4)</sup>と喝破される。

ところで教授は政治概念の構成に際し、なぜ執拗なまでに国家概念に執着されたのであろうか。その秘密は戸沢教授の印象とは逆に政治学者というよりもむしろ社会学者と評した方がいいような教授の知的背景にある。「国家団体に特有な目的をつきとめ得なかつた彼等が、何れか他のところに政治の目的を見出し得るものではない。いきほひ政治は自らの目的を持たない一つの形式に墮されてしまふことになる」<sup>(5)</sup>そこで、教授は国家概念を排除して構成される政治概念を検討して、それが結局つぎの三つの類型の何れかに分類されざるをえないことを明らかにされる。この点こそ、この論争の最も根本的な争点であつた。第一は、団体の目的追求機能あるいは団体維持機能、第二はこれら団体の全体社会における自治機能、社会統制機能、組織化機能、第三は個人の権力追求過程あるいは個人間の社会関係の諸形式である<sup>(6)</sup>。

たとえば第一の類型に属するものとしては、戸沢教授の政治は統御の一種であり、「一つ又は幾つかの生活共同体に於ける単一欲求主体全部を統御する事である」。「この統御には(一)幾つかの欲求主体の一部が他部を制御する事と、(二)この一部が

自己及び他部の構成する一つの欲求主体によって欲求を実現し得る様に自己と他部とを一つの欲求主体にまで複合して、即ち統一して、この統一に拠つて欲求を実現する事、とが含まれる」といつた定義や恒藤教授の「或る団体が或る社会に存立するとき、その団体の機関により団体の任務の内容が決定され実現され行く過程、及び之に關して団体構成員が努力し運動する過程において、政治現象は成り立つのである。」<sup>(8)</sup>といつた定義があげられる。また第二の類型に属するものとしては、蠟山教授の「人間と人間との結合又は協力関係をより、高き秩序に組織化する直接及び間接の行為」といつた定義があげられる。第三の類型としてキャトリン (Cathin) の「他の人々の意思を能ふ限り自分の意見のままに指図しようとし、彼らの意見によつて能ふ限り妨げられ或は左右せられまいとする」<sup>(10)</sup>定義があてはまる。

しかし、これらの定義は、何れをみて、政治の内容からはなれて政治を成員の結合関係からとらえる観点にたつている。そして、かかる「個人の形式的な社会関係」<sup>(11)</sup>こそ、ジンメルによつて基礎づけられた形式社会学における特殊社会学の対象にはかならない。つまり、潮田教授の批判は、国家概念を排除した政治概念はそれによつて国法学からの独立は保証されるかもしれないが、今度は社会学の一分野に属するようになることをまぬがれないものであつた。<sup>(12)</sup>

要するに、政治という文化価値を概念構成するに際して、もし国家概念との必然的連関をたちきるならば、隣接の諸科学与内容的に區別されうる目的を設定することはできない。強いて目的論的立場をつらぬくなら、内容をはなれた人間の結合形式にこれをもとめるほかはない。しかし、これこそ形式社会学がまさに特殊社会学の研究対象として設定するところの価値にほかならない。したがつて、逆に国家概念の中から法律的要素を排除することによつて、国家学から国法学を放逐し、それによつて政治学の独立の個別科学としての地位を確立すべきであるというのが教授の主張であつたわけである。

(1) 戸沢鉄彦「政治学概論」(昭和五年)一七五頁。

(2) 潮田江次 前掲「所謂「国家外の政治現象」に就て」『政治の概念』一〇六頁。

- (3) 潮田江次 同書一〇八頁。
- (4) 潮田江次 同書一一一頁。
- (5) 潮田江次 同書一〇三頁。
- (6) 潮田江次 同書七四一五頁。
- (7) 戸沢鉄彦『政治と国家』「国家の研究第一」(京城帝国大学法学会論集第七冊)(昭和九年、九頁および八頁) 戸沢教授には政治の概念について多くの論述があるが政治が国家と無関係に概念されているという基本線こそ変らないものの、その内容については論文や著述により、甚だしい動揺がみられる。この点については田畑忍 前掲『国家と政治との必至的関連』(「法と政治」所収)を参照。
- (8) 恒藤恭 前掲『政治現象の本質』「経済学論叢」第一八巻、第三号、六九頁。
- (9) 蠟山政道 前掲『政治学の任務と対象』一五九頁。
- (10) 潮田江次 前掲『所謂「国家外」の政治現象』に就て、『政治の概念』八四頁。
- (11) 潮田江次 同書八五頁。
- (12) この論争は長期にわたつたが、論争点はすべて、潮田教授の第一論文『所謂「国家外」の政治現象』に就て、『提出されつくされ、以後の論争の過程でも、問題はほとんど深化、発展させられることなく終つた。

## 九

この論争ほど新カント派の科学方法論の無力さと無意味さをしめしたものはない。この方法論は、個別的文化科学としての政治学は、政治価値という文化価値と関係づけることによつて、政治価値の歴史的個性の記述を命ずる。しかし、そのためには、もろもろの社会現象から対象とする政治現象を選びだすための政治価値、つまり政治とは何ぞやという政治の本質があらかじめ政治の概念として構成されていなければならない。そして、かかる他の文化価値と区別される独自の政治価値が概念構成された場合にのみ、政治学は文化諸科学の中における一つの独自の個別科学としての地位が確立されるのである。そこで、政治学の経験的研究つまり政治価値の歴史的個性の記述をすすめようとするれば、その前にまず政治の本質概念を構成しなければならない。しかし、このような本質概念はもともとアプリアリに妥当するものとして設定されるので

あるから、その真偽を経験的研究によつて検証する手だてをもちたいし、いわんやこれなくして政治現象を他の社会現象から選びだすことはできないのであるから、論理上、経験的研究から帰納することもできない。そこで、政治とは何ぞやという問題をめぐつて果てしない思弁とその概念構成の適否に関する論争がつづくことになる。この政治概念論争もまた政治とは何ぞやというあのプラトン、アリストテレス以来の、無数に積み上げられてきた歴史的思弁の上に、さらに一つの思弁をつけ加えることによつて終つたのである。

潮田教授自身が述懐しておられる。「ただ本書には」教授の政治概念にしたがつて構成される政治学という「此の生れ更つた店の経営を如何なる組織、方法によつて行ふべきかといふ重大な問題は全く扱はなかつた。近代経営法を存分に活用する新興商店に伍して老舗『政治学』が如何なる新機軸を出して之に匹敵、否これを凌駕する成績をあげるべきかは、今日の政治学者が絶えず心を砕いて思案して居るところ、著者に於ても瞬時念頭を去ることない関心事であり、看板と経営法と其重要性には少しの甲乙もないけれど、先づ順序として、屋号に間違ひのない商売を定める事をさきにしたまでである。」そして「今日の政治学」が「何よりも必要としてある……経営法に及ぶ論述は、いづれ自らも発表したい所存で<sup>(1)</sup>」おられながら、ついにその機会をえなかつたことは、このような方法論にたつかぎり、やむをえないことであつた。

それはまことに空しい論争であつた。今日、われわれは政治とは何かと問うことはしない。われわれは概念とは分析の便利な用具として、そして具合が悪ければいつでも改めうるところの、さまざまの事物のクラスにはられた単なるレッテル以上のものとは考えない。政治とは政府間の交渉とか、反体制運動とか、総選挙といつたさまざまな行動のクラスにつけられた名辭にすぎない。だからたとえば青年の政治的社會化という研究の文脈では、政治とは政党支持態度の有無とニュース・メディアへの接触や政治集会への参加の度数で測定されるものであるといつた操作的定義を少しも躊躇することなく受けられる。しかも、「世界は事実 (Tatsachen, facts) の総体であつて、物 (Dinge, things) の総体ではない。……事実とは、複合せる事

態 (Sachverhalten, atomic facts) の成立にはかならず<sup>(2)</sup>「われわれの任務は、政治の本質的概念構成の思弁に時間を空費することではなく、具体的状況における政治行動の観察と分析を通じて、さまざまなレベルにおける理論化をはかることにある。われわれはまた政治学の学の独立にも関心をしめさない。われわれはそうではなくて、人間理解の促進のために諸科学との統合の道の方を選ぶ。われわれの任務は学の独立の探究ではなくて、解決をせまられてわれわれの前に提示されている問題の解明に取り組むことにあると考えるからである。だから、われわれは現代学生の行動主義と高度産業社会における急激な社会変動の間の関係を分析しようとするならば、喜んでイデオロギーの科学者や産業社会学者、青年心理の研究者と協力するのである。もう一度、シュリックの言葉を借りて結ぶならば、それは「その学問の軽視や毀損とみるのではなく、むしろ世界把握のよろこぶべき単純化とみる」<sup>(3)</sup>からである。

(1) 潮田江次 前掲「政治の概念」二頁。

(2) Wittgenstein, L. *Logisch-Philosophische Abhandlung. Tractatus Logico-Philosophicus*, 1922. pp. 30—31. 坂井秀寿訳「論理哲学論考」(昭和四三年、法政大学出版局)

(3) Moritz Schlick, *op. cit.*, 前掲、安藤孝行訳「倫理学の諸問題」三三頁。

〔附記〕 本稿は昭和四四年度慶應義塾大学学事振興資金にもとづく研究の一部である。